

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	208
補助金等名称	三田市議会政務活動費
担当課	議事総務課
予算科目	会計 一般 款 5 項 5 目 5
	小事業 12
総合計画施策体系	(取り組み目標) 協働 (市の取り組み) その他

補助金等の概要	
分類区分	その他 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	地方自治法第100条第14項~第16項 三田市議会政務活動費の交付に関する条例
補助目的	各会派等の市政に関する調査研究等の推進を図るため、議員一人当たり月額45,000円を各会派又は議員個人に支給する。
補助対象者	市議会議員(会派又は議員個人)
補助対象事業	会派または議員個人が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等に要する経費
補助対象経費	11,880,000円
補助金額 又は補助率	定額(議員一人あたり月額45,000)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		10		19		9	
実施又は運営等に当たって要した費用①		9,031,834 円		11,517,221 円		13,996,063 円	
うち、補助対象経費		9,031,834 円		11,517,221 円		13,996,063 円	
財 源 内 訳	市補助金②	9,031,834 円	100.0%	11,517,221 円	100.0%	13,996,063 円	100.0%
	一般財源	9,031,834 円	100.0%	11,517,221 円	100.0%	13,996,063 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	調査研究を元にその成果を市政に反映させる。	調査研究を元にその成果を市政に反映させる。	調査研究を元にその成果を市政に反映させる。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	行政視察など調査研究の結果を本会議等で執行機関に提言するなど活動を行った。	行政視察など調査研究の結果を本会議等で執行機関に提言するなど活動を行った。	行政視察など調査研究の結果を本会議等で執行機関に提言するなど活動を行った。

補助金等名称	三田市議会政務活動費	担当課	議事総務課
--------	------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 地方自治法及び三田市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派または議員の調査研究その他の活動に資するために交付するものであり、議会の審議能力等を強化するものであり、適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市民ニーズをくみ上げ、三田市の問題点の解明、類似事案に関する調査を行い、対策を立案することにより、公益性は非常に高い。		5		
必要性 (5点)	多種多様な質の高い情報、しかも執行機関と異なる情報を収集し、執行機関の施策を監視するとともに政策提言するため必要である。		5		
有効性 (5点)	調査研究の結果を踏まえ執行機関に政策提言を行い、市政運営に反映させている。		5		
公平性 (5点)	二元代表制のもと、議会と市長ならびに執行機関とは対等の立場であり、市政発展のために寄与している。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(45,000円/月)	a以外の補助率等を採用する理由	政務活動費は特別職の報酬等に係る審議会の中で審議された結果を踏まえたものであるため	
	金額については第三者機関である審議会の中でその妥当性について審議されており、その結果を踏まえて金額が決定されているものである。 なお、平成29年度～平成31年度まで1か月あたり、60,000円を45,000円に減額する。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 審議会の動向も見ながら、今後も継続して補助を行う。	評価の確認(2次評価) I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	最終評価 I: 継続 II: 見直し III: 廃止
--	--	--